

改正

令和6年9月30日条例第25号

泉南市企業立地促進条例

(目的)

**第1条** この条例は、本市の経済の活性化及び市民生活の向上に資するため、企業の立地を行う事業者に対し奨励措置を講じることにより、産業振興及び新たな雇用の創出を図り、もって市民生活の安定及び市勢の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 営利を目的とする事業をいう。
- (2) 事業者 事業を実施している法人又は個人をいう。
- (3) 事業所 事業者が自己の事業の用に直接供する事務所、工場その他の施設をいう。
- (4) 土地 市内において自己の事業の用に直接供する土地（地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第2号に規定する土地をいう。）をいう。
- (5) 家屋 市内において自己の事業の用に直接供する家屋（地方税法第341条第3号に規定する家屋をいう。）をいう。ただし、規則で定める家屋を除く。
- (6) 取得 事業者が不動産登記法（平成16年法律第123号）その他の登記に関する法律の定めるところに従い登記を行い、市内に土地又は家屋を取得することをいう。
- (7) 賃借 事業者が土地を賃借することをいう。
- (8) 新設 新たに市内に家屋を取得し事業所を設置することをいう。
- (9) 建て替え 市内に事業所を有する事業者が、当該事業所の全部又は一部を滅失させ、新たに家屋を取得することをいう。
- (10) 増設 市内に事業所を有する事業者が、家屋の取得により当該事業所を拡張することをいう。
- (11) 市民 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者をいう。
- (12) 土地所有者 事業所を新設、建て替え又は増設する事業者に対して、自己の所有する土地を賃貸する者をいう。
- (13) 新規正規従業員 事業所の新設又は増設に伴い、新たに雇用された正規従業員（期間に定めがない労働契約により雇用された従業員のうち、事業所の所定労働時間を通じて常勤する者をいう。）であって、市内に住所を有する者をいう。
- (14) 新規非正規従業員 事業所の新設又は増設に伴い、新たに雇用された非正規従業員（前号に該当する者以外の者のうち、操業を開始した日（以下「操業開始日」という。）から2年を経過した日が属する月の前月の末日から起算して過去6箇月間の勤務実績が正規従業員の2分の1以上の者をいう。）であって、市内に住所を有する者をいう。
- (15) 本社機能 事業所が有する機能のうち、総務部門、人事部門、企画部門、経理部門、事業統括部門その他の事業者等の中枢活動をいう。

(対象事業者)

**第3条** この条例の規定による奨励及び助成措置の対象となる事業者は、本市の区域内に、面積が1,000平方メートル以上の土地を取得又は賃借し、かつ、延床面積が1,000平方メートル以上の家屋を新設、建て替え又は増設し取得する事業者であって、操業開始日から次に掲げるいずれかの事業を行う者（以下「対象事業者」という。）とする。

- (1) 製造業（統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる大分類Eに該当する事業をいう。）
- (2) 情報通信業（日本標準産業分類に掲げる大分類Gに該当する事業をいう。）
- (3) 運輸業、郵便業（日本標準産業分類に掲げる大分類Hに該当する事業をいう。ただし、中分類番号49に該当する事業を除く。）
- (4) 卸売業、小売業（日本標準産業分類に掲げる大分類Iに該当する事業をいう。）
- (5) 学術・開発研究機関（日本標準産業分類に掲げる大分類Lに該当する事業のうち、中分類番号71に該当する事業をいう。）
- (6) 宿泊業（日本標準産業分類に掲げる大分類Mに該当する事業のうち、細分類番号7511に該当する事業をいい、旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業（いずれも風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び泉南市ラブホテル建築規制条例（昭和57年泉南市条例第2号）第2条に規定する施設を除く。）の用に供する施設をいう。）
- (7) 飲食サービス業（日本標準産業分類に掲げる大分類Mの宿泊業、飲食サービス業のうち、中分類番号76及び77に該当する事業をいう。）
- (8) 生活関連サービス業（日本標準産業分類に掲げる大分類Nの生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類番号78に該当する事業をいう。）
- (9) 不動産業（日本標準産業分類に掲げる大分類Kに該当する事業のうち、中分類番号691に該当する事業であって、前各号の事業を行う者に対し、自己の所有する家屋を貸し付ける事業をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、泉南市暴力団排除条例（平成25年泉南市条例第18号）第2条第1号の暴力団、同条第2号の暴力団員又は同条第3号の暴力団密接関係者に該当すると認められる事業者は、対象事業者としない。

（対象事業者の特例）

**第4条** 対象事業者のうち、前条第1項第7号に規定する飲食サービス業を行う者に関する同項の規定の適用については、同項中「面積が1,000平方メートル以上」とあるのは、「面積が500平方メートル以上」とし、「延床面積が1,000平方メートル以上」とあるのは、「延床面積が200平方メートル以上」とする。

（指定事業者）

**第5条** 対象事業者は、第7条の奨励及び助成措置を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に対し申請を行い、その指定を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、第7条の奨励及び助成措置を受けることができる者（以下「指定事業者」という。）として次に掲げる区分ごとに指定するものとする。

- (1) 対象事業者のうち次号及び第3号の規定に該当しない指定事業者（以下「第1号指定事業者」という。）

(2) 対象事業者のうち第3条第1項第6号に規定する宿泊業を行う指定事業者（以下「第2号指定事業者」という。）

(3) 対象事業者のうち第2条第1項第15号に規定する本社機能を有する事業所を本市の区域内に設置する指定事業者（以下「第3号指定事業者」という。）

3 市長は、指定事業者の指定に当たっては、必要な条件を付することができる。

(指定事業者の役割及び責務)

**第6条** 指定事業者は、市内における産業の振興その他の本市の経済の活性化を図る取組に協力するよう努めなければならない。

2 指定事業者は、操業を開始後7年以上操業しなければならない。ただし、第2号指定事業者の場合は、操業を開始後12年以上操業しなければならない。

3 指定事業者は、奨励及び助成措置を受けた事業所（以下「対象事業所」という。）において新たに従業員を雇用するときは、市内に住所を有する者を優先して雇用するよう努めなければならない。

4 指定事業者は、良好な環境を損なうことのないよう常に配慮するとともに、騒音、公害等の防止等について、法令で定める適正な措置を講じなければならない。

5 指定事業者は、市民の理解と協力を得て、本市の特性を活かしつつ、地域社会、市民生活、環境との調和を図りながら事業を運営しなければならない。

(奨励及び助成措置)

**第7条** 市長は、指定事業者及び土地所有者に対し、次に掲げる奨励金及び助成金（以下「奨励金等」という。）を予算の範囲内で交付するものとする。この場合において、それぞれの奨励金等の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(1) 指定事業者 次条に規定する立地促進奨励金、第9条に規定する雇用促進奨励金、第10条に規定する水道料金又は下水道使用料助成金及び第12条に規定する地域環境保全対策奨励金

(2) 土地所有者 第11条に規定する土地活用促進奨励金

(立地促進奨励金)

**第8条** 市長は、指定事業者が取得した土地及び家屋に係る1会計年度の固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の合計額の2分の1に相当する額を立地促進奨励金として交付するものとする。ただし、第1号指定事業者の場合は、その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円とし、第2号指定事業者又は第3号指定事業者の場合は、その額が3,000万円を超えるときは、3,000万円とする。

(雇用促進奨励金)

**第9条** 市長は、指定事業者が事業の操業開始日から2年を経過した日において、1年以上継続して市民を新規正規従業員又は新規非正規従業員として雇用している場合、次に掲げる額を雇用促進奨励金として1回に限り交付するものとする。ただし、その額が1,000万円を超えるときは、1,000万円とする。

(1) 新規正規従業員1人につき20万円

(2) 新規非正規従業員1人につき5万円

(水道料金又は下水道使用料助成金)

**第10条** 市長は、指定事業者が事業の操業開始日から2年を経過した日において、指定事業者が納付した水道料金又は下水道使用料について、水道料金又は下水道使用料のいずれかに10分の1を乗じて得た額を水道料金又は下水道使用料助成金として1回に限り交付するものと

する。ただし、その額が100万円を超えるときは、100万円とする。

(土地活用促進奨励金)

**第11条** 市長は、指定事業者が事業所を新設、建て替え又は増設する場合において、指定事業者が新たに土地を賃借することによって、当該土地に係る固定資産税の課税標準額が賃借する以前に比して2倍以上となるときは、当該土地所有者に対し、土地に係る1会計年度の固定資産税等の合計額の2分の1に相当する額を土地活用促進奨励金として交付するものとする。ただし、第1号指定事業者の場合は、その額が2,000万円を超えるときは、2,000万円とし、第2号指定事業者又は第3号指定事業者の場合は、その額が3,000万円を超えるときは、3,000万円とする。

(地域環境保全対策奨励金)

**第12条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、周辺環境対策、周辺防災対策又は周辺景観保全対策のために市長が認める施設及び設備を整備したときは、当該施設等の整備に係る費用に対して、奨励金を交付する。ただし、その額が3,000万円を超えるときは、3,000万円とする。

(1) 第2号指定事業者が事業所を新設、建て替え又は増設する場合

(2) 第1号指定事業者又は第3号指定事業者が規則で定める土地で事業所を新設、建て替え又は増設する場合

(奨励金等の交付対象期間等)

**第13条** 立地促進奨励金の交付の対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）は、操業開始日の属する年の翌年の1月1日（操業開始日が1月1日の場合にあつては、その日）を賦課期日とする固定資産税等が課される年度から起算して5年度の間とする。ただし、第2号指定事業者の場合は10年度の間とする。

2 雇用促進奨励金及び水道料金又は下水道使用料助成金の交付の対象となる時点は、操業開始日から2年を経過した日（以下「基準日」という。）とする。

3 土地活用促進奨励金の交付対象期間は、操業開始日の属する年の翌年の1月1日（操業開始日が1月1日の場合にあつては、その日）を賦課期日とする固定資産税等が課される年度から起算して5年度の間とする。

4 地域環境保全対策奨励金の交付の対象となる時点は、操業開始日から6箇月を経過した日とする。

(交付申請)

**第14条** 指定事業者は、立地促進奨励金の交付を受けようとするときは、当該奨励金の算出の根拠となる固定資産税等が課される年度ごとに、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 雇用促進奨励金及び水道料金又は下水道使用料助成金の交付を受けようとする指定事業者は、基準日以後、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 土地活用促進奨励金を受けようとする土地所有者は、当該奨励金の算出の根拠となる固定資産税等が課される年度ごとに、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

4 地域環境保全対策奨励金の交付を受けようとする指定事業者は、操業開始日から6箇月を経過した日以後、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

(奨励金等の交付決定)

**第15条** 市長は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、奨励金等を交付す

べきものと認めたときは、交付の決定をし、奨励金等を交付するものとする。

2 市長は、奨励金等の交付を決定する場合において、第1条の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により奨励金等の交付を決定したときは、その決定の内容（前項の規定により条件を付した場合にあっては、その決定の内容及び条件）を申請者に対し通知するものとする。

（交付決定を受けた指定事業者の義務）

**第16条** 前条の規定により奨励金等の交付決定を受けた指定事業者は、次条に規定する市長の承認を得た場合を除き、指定事業者として指定を受けた当初の業種を変更し、又は当該交付決定に係る土地及び家屋について他の用途への利用等を行ってはならない。

（申請内容の変更等）

**第17条** 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に申請を行い、その承認を得なければならない。

（1） 第5条第1項の規定による申請の内容に変更が生じたとき。

（2） 第13条第1項に規定する奨励金の交付対象期間内に対象事業所における事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請を承認するかどうかを決定し、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

（届出）

**第18条** 指定事業者は、対象事業所において操業を開始したときは、規則で定めるところにより、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

（指定又は交付決定の取消し）

**第19条** 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定事業者の指定又は当該指定事業者に対して行った奨励金等の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができる。

（1） 第17条に規定する市長の承認を得た場合を除くほか、交付対象期間内に対象事業所における事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

（2） 対象事業所において第3条第1項各号に規定する事業のいずれも行わなくなったとき。

（3） 第3条第2項に該当すると認めるとき。

（4） 第5条第3項若しくは第15条第2項の規定により付された条件又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

（5） 第6条に規定する指定事業者の役割及び責務を著しく欠くと市長が認めるとき。

（6） 市税を滞納したとき。

（7） 偽りその他不正な手段により指定事業者の指定を受け、又は奨励金等の交付決定若しくは交付を受けたとき。

（8） 前各号に掲げるもののほか、市長が奨励金等を交付することがこの条例の目的に反するものであると認めるとき。

（奨励金等の返還）

**第20条** 市長は、前条の規定により奨励金等の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に指定事業者に対し奨励金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

（地位の承継）

**第21条** 相続、譲渡、合併、分割等により指定事業者の事業を承継した者は、当該指定に係る土地及び事業所において、指定事業所と同様の事業を継続する場合に限り、市長の承認を受けて、当該指定事業者の地位を承継することができる。

(報告の聴取等)

**第22条** 市長は、指定事業者、土地所有者に対し、この条例に基づく奨励及び助成措置を適正かつ円滑に実施する上で必要と認められる限度において、報告を求め、又は実地に調査することができる。

- 2 市長は、前項の規定に基づく報告又は調査により、是正の必要があると認められるときは、指定事業者、土地所有者に対し、必要な措置を講じるよう命じることができる。

(委任)

**第23条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(泉南市企業誘致促進条例の廃止)
- 2 泉南市企業誘致促進条例（平成11年泉南市条例第11号）は、廃止する。  
(泉南市企業誘致促進条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行前に、前項の規定による廃止前の泉南市企業誘致促進条例の規定に基づき奨励金の交付決定を受けている企業に係る奨励措置については、なお従前の例による。

#### 附 則（令和5年9月28日条例第19号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の泉南市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定事業者となる者について適用し、同日前に指定事業者となった者については、なお従前の例による。

#### 附 則（令和6年9月30日条例第25号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の泉南市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定事業者となる者について適用し、同日前に指定事業者となった者については、なお従前の例による。